

保育の質を保障していくために

池本美香 [いけもとみか]

日本総合研究所調査部主任研究員

第1次一括法により、保育所の設置・運営の基準について、自治体が条例により制定することが可能となった。これに対する自治体の動きを踏まえた上で、スウェーデンにおける保育政策を例にとりながら、分権下において保育の質をいかに担保していくべきかを考える。

1 はじめに

本稿では、第1次一括法の保育政策への影響について考察する。まず、保育所に関する法改正の内容を確認し、次に自治体の条例制定をめぐる動きについて紹介する。さらに諸外国の状況として、保育所に関する国の基準を廃止したスウェーデンにおいて、保育の質が維持されている背景を探り、第1次一括法施行後の日本の保育政策の課題について考える。

2 地方分権一括法の保育所への影響

地方分権改革推進計画（2009 [平成 21] 年 12 月 15 日閣議決定）をふまえ、2012 [平成 24] 年 4 月 1 日に施行された第1次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により、保育所に関しては、

児童福祉法が改正され、これまで省令により全国一律に定められていた設備・運営に関する基準について、条例により地域の実情に応じた設定が可能となった。

具体的には、これまでは児童福祉法第45条で、厚生労働大臣が児童福祉施設の設備および運営についての最低基準を定めなければならないと規定され、省令で「児童福祉施設最低基準」が定められていたが、改正後の児童福祉法では、都道府県が、児童福祉施設の設備および運営について、条例で基準を定めなければならないと規定された。また、同条では、都道府県が条例を定めるにあたっては、配置する従業者数や居室の床面積などについては、厚生労働省令で定める基準に「従うこと」とし、それ以外については、基準を「参酌すること」を求めている。

これにより、「児童福祉施設最低基準」は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（2012 [平成 24] 年 4 月 1 日施行）に名称が

図表 1 条例制定にあたって従うべき基準及び参酌すべき基準（保育所）

従 う べ き 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な職員（保育士、嘱託医及び調理員）の配置基準 ・ 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び調理室の設置 ・ 居室（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室）の面積基準 ・ 自園調理の原則と外部搬入の際の必要な調理設備 ・ 保育内容（保育指針） ・ 虐待等の禁止
参 酌 す べ き 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生上の必要な措置 ・ 職員の研修機会の確保 ・ 必要な用具の備付 ・ 屋外遊技場の設置及び面積基準 ・ 医務室及び便所の設置 ・ 保育室等を2階以上に設ける場合の避難のための設備 ・ 保育時間（原則8時間） ・ 保護者との連絡 ・ 保育料以外の利用料など

（資料）厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに筆者作成

変更され、児童福祉施設最低基準に規定されていた各基準は「従うべき基準」（必ず適合させなければならない基準）と「参酌すべき基準」（十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される）に区分された（図表 1）。

加えて、改正後の児童福祉法では、附則第4条で、待機児童対策の観点から、一部の地域については、一定期間、保育所の居室の床面積について、特例として、厚生労働省令で定める基準を「標準」とみなし、これを下回る基準を条例で定めることができるとした。これに伴い、新たな省令（2012 [平成 24] 年4月1日施行）により、改正児童福祉法附則第4条の特例措置の対象となる地域の基準が定められ、2014（平成 26）年度末までの特例措置として、待機児童が100人以上で地価が高い地域として、厚生労働省告示で指定した35市区に限って、保育室の面積について、国の基準を下回る最低基準を、条例で定めることが許容されることとなった。

3 一括法に伴う自治体の動き

新たに条例の制定が求められる自治体は、都道府県・指定都市・中核市の108団体である。条例制定には施行後1年の猶予期間が設けられており、内閣府地域主権戦略室の条例制定状況調査（第3回）によれば、保育所の設備・運営の基準に関する条例制定の状況について、今年9月時点で議会に提出済みのところが108団体中25団体、23.1%となっている。

同調査によれば、国の基準を上回る最低基準を、地方独自に設定している例が見られる。例えば広島県や札幌市においては、保育所の0～1歳児の乳児室の面積を、国基準の1.65㎡に対して3.3㎡に引き上げている。東京都も、面積基準緩和の特例の対象となっている市区以外では、同様に3.3㎡に引き上げており、大阪市でも、待機児童が発生していない区域については、1歳児の乳児室を3.3㎡に、0歳児については乳児室・ほふく室ともに5㎡に引き上げている（図表 2）。

図表 2 東京都および大阪市の保育所の面積基準緩和の内容

		東京都			大阪市	
		国の基準	東京都	特例対象市区	大阪市	待機児童が発生している区域
0歳児	乳児室	1.65㎡	3.3㎡	2.5㎡	5㎡	1.65㎡
	ほふく室	3.3㎡	3.3㎡	2.5㎡	5㎡	1.65㎡
1歳児	乳児室	1.65㎡	3.3㎡	2.5㎡	3.3㎡	1.65㎡
	ほふく室	3.3㎡	3.3㎡	2.5㎡	3.3㎡	1.65㎡
2歳児以上	保育室	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	1.65㎡

(注) 太字は国基準を上回るもの、網掛けは国基準を下回るもの。

(資料) 内閣府地域主権戦略室「義務付け・枠付けの見直しに関する地方独自の基準事例」(平成 24 年 4 月)

そのほか、京都市では保育士の配置基準について、国基準が1歳児6人当たり1人であるのに対して、5人当たり1人とするなど充実させる内容の条例を制定している。東京都では、満2歳児以上の幼児のみを入所させる保育所も医務室を必置としており、札幌市では、給食を外部委託¹⁾する保育所で調理員を置かない場合には、栄養士又は管理栄養士を置くことを義務付けている。

一方、特例として認められた保育所の居室面積の基準緩和については、現在までに東京都と大阪市が、国の基準を下回る最低基準を定めている(図表2)。しかし、基準緩和が認められている35市区について、基準緩和の予定について確認したところ、現在検討中が1区(練馬区)、それ以外はすべて基準は緩和しない、もしくは緩和の予定はないとの回答であった。東京都の条例では、最低基準が国の基準を下回っているが、都内で特例の対象となっている15区9市で基準緩和を予定しているところはないため、結局、特例の対象である35市区のうち、面積基準の緩和は大阪市だけとなる見込みである。また、大阪市についても、条例としては緩和したものの、保育所の現場から、その基準では安全上不安があるなどの声が強く、現段階では旧基準のまま運営されているという実態がある。結局、保育所の面積基準緩和という特例を設

けたものの、現段階で実質的に緩和されているところはどこにもなく、ほとんど意味のない特例となっている。

4 保育所の面積基準の緩和はなぜ進まなかったのか

特例の対象となる市区が、面積基準を緩和しないのは、保育環境の悪化につながるからという理由が挙げられた。一括法により保育所の面積基準に特例を設ける動きや、基準を緩和する条例を制定する動きに対して、様々な団体から反対意見が表明されたことも、自治体としては考慮せざるを得なかったものと思われる。

たとえば、専門家の立場からは、2009年10月にこども環境学会から「緊急アピール：子どもの発達を保障する保育の環境の最低基準を守ってください」が出され、2011年8月には日本保育学会より「『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』の施行に伴う児童福祉法施行規則等の一部改正に関する意見書」が出されている。両学会とも、保育所の面積基準に関する調査結果²⁾をふまえ、国の基準自体が子どもの保育環境として不十分であり、国の基準を下回ることを認めるべきではないとしている。また、2012

年4月には、日本弁護士連合会より「子どもの成長発達権を侵害する保育所面積基準の緩和を行わないよう求める会長声明」が出され、2012年5月には大阪弁護士会から、基準緩和の条例を制定した大阪市に対して、「保育所の面積基準及び保育士配置基準引下げを行わないよう求める会長声明」が出されている。ここでは、大阪市の条例に定める1人当たり1.65㎡（畳約1枚分）は、これまでの国の基準を大幅に下回るもので、認可外保育施設指導監督基準と同一水準であり、児童福祉法45条1項「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するもの」とは言い難く、極めて不十分な基準であると指摘している。認可保育所でも死亡事例が存在し、認可外保育施設ではさらに発生率が高く、従前の基準ですら子どもの安全確保にとって不十分であり、面積基準の緩和は子どもの成長発達権の侵害にあたるとの見方が示されている。

また、保育所の利用者の立場からは、保育園を考える親の会が、2011年2月に東京都に対して「子どもの詰め込みにNOと言う緊急アピール」を出している。ここでは、駅型保育所における幼児の運動能力が全国平均を下回ったという研究結果があることなどにも触れ、「一度、雨の続く日に保育園を訪問してみてください」など、120人の賛同メッセージとして保護者らの切実な声が集められている。親の会ではさらに、2012年4月には「保育所の面積基準緩和についての意見表明」を出しており、ここでは「大人たちは美しいオフィスビルやパブリックスペースを闊歩し、子どもたちは狭い保育室に押し込められているような風景をおかしいと感じることができる感性と民度こそ、自治体が子どもの

豊かな未来を切り開く施策を主体的に担っていくために必要であると考えます」と締めくくっている。この意見表明は、認可保育所で子どもを亡くした保護者からの手紙などとともに、特例の対象となる自治体等に送られた。港区では、公式ホームページの「ご意見・ご提案の内容と区の対応・考え方」において、この親の会の意見表明の文章とともに、「保育水準の切り下げにつながるとの懸念の声が、多くの方から寄せられている」などの理由で、保育所の面積基準について「緩和しない」との考え方を公表している。

こうしてみると、東京都のように、市民からのアピールは必ずしも自治体の決定を左右するとは限らないが、港区のように、市民から寄せられた意見に対して回答することが当然のこととなっていれば、自治体として面積基準緩和の決定を下すことは難しい。特例の対象となっている35市区で面積基準緩和の条例が制定されたのが大阪市のみであるということは、それだけ施策に対する市民側のチェックの動きも活発になってきており、住民の意見を尊重せずに自治体だけで決定することが難しくなっているということを示しているように思われる。

5 諸外国の状況

さて、保育所の面積基準緩和の議論でたびたび言及されたのは、日本の保育所の基準はそもそも、先進諸国のなかで最低ランクであるということである。たとえば、面積について、日本は乳児室1.65㎡（ほふくしない乳児）、ほふく室3.3㎡（2歳未満）、2歳以上1.98㎡で、屋外施設は保育所の近くに公園などがあれば設置しなくてもよいとされてい

る。これに対して、確かに、イギリス（イングランド）では、屋内空間について2歳未満3.5 m²、2歳2.5 m²、3～5歳2.3 m²と、いずれも日本より高い基準になっている³⁾。ニュージーランドは、年齢にかかわらず2.5 m²だが、ここには2歳未満児用の特別な午睡室などは含まれておらず、また別途屋外空間が1人当たり5 m²という基準があり、これを合わせると7.5 m²と高い基準である。そのほか、保育士1人当たりの児童数についても、日本は0歳児3名、1～2歳児6名、3歳児20名、4歳以上児30名であるが、イギリス（イングランド）では2歳未満児3名、2歳児4名、3歳以上児13名であり、ニュージーランドでは2歳未満児5名、2歳以上児6名（職員2名以上の場合は10名）である。

日本では、一括法により、一部の自治体を対象とした保育所の面積基準が緩和されたことに加えて、従来の子どもの最低基準が「参酌すべき基準」となったことについても懸念されている。日本保育学会の意見書では、一日8時間を原則とするとしている保育時間、園庭の設置及び面積基準、屋外非常階段や避難上有効なバルコニー等避難設備の設置義務なども、都道府県の裁量で変更できることとなったことに対して、「保育保障の最も基本的な子どもの安全と安心を保障する国の責任を放棄しているに等しい」と批判している。

しかし、一方で、国としての最低基準を定めていないところも実は多い。アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデンには、全国基準というものは定められていない⁴⁾。つまり、日本同様、地方自治体に保育所の基準を設定する権限がある。そこで、これらの国では、全国基準を定めずに、どのようにして保育所の質が保たれているのか、スウェーデン

を例にとって少し詳しく見てみたい。

6 保育所の国の基準を廃止したスウェーデン

スウェーデンの保育所は、1998年より教育法によって規定されている。教育法では保育所に関して、「子どものグループは適当な構成と規模とするべきであり、施設は目的にあったものとすべきである」「保育所の教員や他のスタッフは、子どもの発達や学びを支援するために必要な教育を受けていることと経験が求められる」「設備や備品は保育所の目的を達成できるように備えるべきである」とあるだけで、国として保育所の面積基準や人員配置基準など、具体的な数値基準については何も定めていない。この背景には、教員の力量や人数、子どもの年齢、面積、活動の内容などを総合的に判断して、適切かどうかを判断するという考え方がある。スウェーデンでも、過去には日本と同じように、国が保育所に関してガイドラインを定めていたが、詳細すぎる、都市と農村でも同一基準である、レベルが高すぎるなどの批判が出て、細かい規定や規準は1984年に廃止された⁵⁾。

2001年に現地を訪れた際に、国の基準を廃止して保育の質は保たれているのかと聞くと、政府の保育政策担当者からは、国としては各自治体の状況を把握し、その情報を公表することで、自治体として保育所の充実に積極的に取り組まざるを得ない環境を作っているとのことであった。各自治体の状況に関する公表資料を見た親達は、スタッフの数や保育料などをチェックし、どの党に投票するか、あるいはどの地域に住むかを考えるので、政治家は保育問題に対応せざるを得ないという。スウェーデンでは保育政策を重視し

ない政治家は、選挙で勝てないとの話も聞いた。2002年には、保育料が高騰する自治体が出てきたため、政府が保育料の上限を定める自治体に対して補助金を出す仕組みを打ち出したところ、すべての自治体が保育料の上限を設定したとのことであった。国が全体を見渡して、自治体に対する必要な支援を行っていることや、市民が自治体の取り組みをチェックしていることで、保育の質が維持されているといえよう。

スウェーデンは、政治の状況も日本とは大きく異なっている。地方議会の議員は、兼業が幅広く認められており、議会は夜や休日などに開かれる。また、選挙活動の際、候補者が多額の資金を集める必要がなく、当選するか否かは選挙資金の多寡ではなく、普段の活動によって決まるので、日本と比べて、市民感覚が地方の政治に反映されやすいようだ⁶⁾。地方選挙の投票率も、日本の50%台と比べて80%台と高くなっている。

また、スウェーデンでは労働組合の加入率も70%と、日本の20%と比べて非常に高い。このため、保育士の労働組合の意向が保育政策に反映されやすいともいえる。スウェーデンでは地方分権が進むなかで、権限の強まった地方自治体と交渉するために、より強固な労働組合が必要であるとの認識が高まり、1991年には義務教育の教員、保育所の教員、学童保育の教員の組合が統合され、新しい組合が結成されたという⁷⁾。大阪市では、面積基準を緩和した条例を制定したものの、現場が対応を拒み、実現していないとのことであったが、スウェーデンであれば労働組合の活動により、現場の意向に反する条例はそもそも制定されないだろう。

確かに、スウェーデンでも、2004年の国

の報告書⁸⁾では、地域間および地域内でも、保育所の質に大きなばらつきがあることを懸念している。1クラスの人数や保育士1人当たりの子どもの人数についても、全体として増える傾向が見られる。保育所の1クラスの人数は、1990年には14.4人であったが、2003年には17.2人にまで増え、2010年には16.9人となっている。保育士1人当たりの子どもの人数は、1990年には4.4人であったが、1998年には5.7人にまで増え、2010年には5.4人となっている⁹⁾。しかし、だからといって国が一律に規制しようという動きにはなっておらず、国としてはそうした現状を公表することで、再び自治体の積極的な取り組みを引き出そうとしている。

このような様々な事情を背景に、たとえばストックホルムでは、子ども1人当たりの面積が7.5m²¹⁰⁾と高い水準に保たれている。以前見学した保育所では、1クラスに対して複数の部屋が配置されていて、それがスウェーデンでは一般的だと聞いた。遊びも昼寝も食事も一つの部屋が一般的な日本の保育所との大きな違いを感じた。スウェーデンを訪問する前、専業主婦が存在せず、ほぼすべての子どもが1歳から保育所に通っていると聞いた際には、日本の保育所や働き方をイメージしたため、女性も子どもも大変だろうと勝手に想像していたが、こういう豊かな保育所であれば、むしろ仕事がなくとも子どもを行かせたいくらいで、女性の就業率が高いのも当然のように思われた。

7 子どもの福祉や乳幼児期の保育に対するとらえ方の変化

このように、国が保育所の基準を定めなく

でも、地方自治体レベルで、市民の意向を十分にふまえたかたちで施策が決定される民主的な政治環境があれば、ある程度、保育の質は保たれるといえる。さらにスウェーデンでは、子どもの福祉や乳幼児期の保育に対するとらえ方が近年大きく変わってきたことも、保育の質にプラスに働いていると考えられる。

第一に、スウェーデンでは、1989年に国連で採択された子どもの権利条約を受けて、1993年に国レベルで子どもオンブズマンが設置されている。子どもオンブズマンとは、子どもの利益を保護するために、自治体や政府の政策などをチェックする役割を持つ独立した機関で、国によってコミッショナー、オンブズパーソン、オンブッドなどと呼ばれることもある。国連の子どもの権利委員会も、各国にこうした子どもの権利に関する監視機関を設置することを推奨しており、近年設置する国が増えつつある。子どもの権利条約の考え方としては、言葉を話すことができない乳幼児期の子どもについても、意見や気持ちを尊重する必要性が指摘されており、また子どもの最善の利益を実現する上で、親を援助することや、乳幼児のためのサービスの人的・財政的資源を増加させることが求められている。スウェーデンのオンブズマンは、社会において子どもの権利が保護されているかをチェックし、毎年政府に対して報告書を提出することになっている。このため、自治体も、単に住民が賛成か反対かといった基準ではなく、子どもの権利条約との関係で判断することが求められており、保育の質が切り下げられる懸念は小さいものになっている。

スウェーデンの2011年の新しい教育法では、保育所で働きたい人は、犯罪歴に関する

抄本が必要で、保育所はそれを確認した上で採用しなければならないことが定められている。これは主に性的犯罪を予防する目的のことである。保育所の面積や人員配置などは自治体に任せる一方で、子どもの権利を守るための基準については、国レベルで定めている点は興味深い。

第二に、スウェーデンでは、保育所が児童福祉施設ではなく、学校教育施設として位置付けられている。過去には、保育所は学童保育とともに保健社会省が所管していたが、1990年代に入って待機児童問題が一段落したことや、就学前教育から職業訓練、市民活動なども含む生涯学習という新しい教育概念が注目されつつあったことから、1996年に保育所と学童保育の所管は教育研究省に移された。1998年からは、教育法が保育所について規定することとなり、国の指針（保育カリキュラム）も導入された。そこでは、「保育所は生涯学習の土台を築く場」と明記され、保育所は教育政策の一環として、そのあり方が議論されるようになっていく。たとえば、従来、親が失業中や育児休業中の子どもは保育所の利用が制限されていたが、子ども自身に教育を受ける権利があるとの考え方から、保育所の利用が認められるようになった。また2003年には、学校教育同様、4、5歳児を対象に一定時間までの保育が無償化された。また、2008年10月には国に新しい学校監査機関（Schools Inspectorate）が設置され、保育所から成人教育施設まで、すべての教育施設を定期的にチェックすることとなった。

保育所を学校と同じように、教育施設と位置付けて、教育省が所管する動きは、イギリス、ニュージーランド、ノルウェーでも見ら

れるが、その背景には、乳幼児期の保育の質が高いほど、その後の成績がよいなどの研究結果をふまえ、教育政策全体の効果を高める上で乳幼児期の保育の質が極めて重要であるとの認識が強まってきたことがある。女性の就労のために、保育の質を切り下げて量的拡大のみを図れば、子どもの能力を伸ばすことができず、そのことは子どもの権利との関係にとどまらず、将来的な労働力の質という面でマイナスとなる可能性が大きい。少子化で労働力の減少が見込まれるなかで、労働力の質を高める必要性から、保育の質が注目されているのである。

日本では、保育所は厚生労働省所管の児童福祉施設であり、教育政策の一環として保育の質を問う議論は少ない。スウェーデンでは、保育所の大半は自治体立であるが、株式会社の参入が近年増えている¹¹⁾。国の基準もない中で株式会社が広く認められているのは、学校と共通の監査制度があり、内容が不適切であれば閉鎖命令が出されるためである。保育所を教育施設と位置付け、その質が学校と同じようにチェックされていることも、保育の質が維持されている背景にある。

8 一括法の評価と今後の課題

以上、スウェーデンで国が基準を廃止しても保育の質が低下していない背景には、日本とは異なる様々な事情があり、このことを考えれば、一括法により国の基準を廃止したことは、リスクが高い決定のように思える。しかし、かろうじて面積基準緩和が実施されていないことは、日本の自治体の民度の高さといえるかもしれない。地価が高いことを理由に安易に面積基準を引き下げるのではなく、

学校や公立幼稚園のスペースを活用して待機児童解消を図っている自治体もある¹²⁾。折しも、子ども・子育て支援法を受け、保育所に関しては今後、様々な検討が予定されているが、そのなかで地方分権を前提に、どうしたら保育の質を高めていくことができるか、十分な検討が必要である。

第一に、地方分権化したあとの国の役割について、再考が必要である。住民が自分の自治体の状況がどうなっているのか、他の自治体の状況がどうなのかといった情報を持たなければ、具体的な要求や行動をしていくことは困難である。日本でも保育園を考える親の会から、各自治体の保育政策がどうなっているかが一覧できる冊子¹³⁾が刊行されているが、こういうものは国として責任を持って作成し、ホームページなどで公開すべきである。そのことが、自治体が保育の質を高めるインセンティブとなる。

第二に、日本でも国レベルで子どもオンブズマンを設置すべきである。日本は、子どもの権利条約を1994年に批准したものの、国レベルでオンブズマンは設置されていない。民主党は2006年の政策集において、子どもオンブズの創設を掲げていたが、最近話題になっていない。このほど日弁連が、子どもの成長発達権の侵害という観点から、保育所の面積基準緩和に対して反対の声明を出したが、こうした声明がオンブズマンから出されることになれば、そのインパクトはずいぶん違ったものになるだろう。幼い子どもは自分の意見を主張することはできず、選挙権も持たず、また幼い子どもを抱えた親たちも声を上げることが難しい立場にある。スウェーデンのオンブズマンは、子どもの代弁者として、そうした声が届きにくい人にこそ耳を傾

け、その状況改善に向けて提案をすることが求められている機関である。

第三に、日本でも乳幼児期の保育所を、学校と同じように教育施設として位置付けるべきである。子ども・子育て支援法により、現在の認可外保育施設が市町村の認可制となることが決まったが、その基準はどのように定められるのだろうか。今般、大阪市が認可外保育施設指導基準である子ども1人当たり1.65㎡を、認可保育所の基準緩和の目安としたが、その基準は現場の保育士には受け入れられないものであった。スウェーデンでは、家庭的保育も含めて、教育研究省が所管している。小規模保育、家庭的保育などの地域型保育を、待機児童受け入れのための施設として議論するのではなく、認可保育所とともに教育施設と位置付けることにより、保育の質を向上させる必要がある。

最後に、これは時間のかかる課題であるが、政治活動や組合活動が実質的に機能するようにするためにはどうしたらよいか、ということがある。投票を義務付ける国などもあるようだが、そうした地方分権を機能させるためのシステム作りが、保育所だけの問題にとどまらず、必要となってくるように思われる。

自治体の条例づくりはこれから本格化する。確かに自治体の財政状況は厳しいが、保育所への投資は、女性の就業率向上を通じて、税収を増やし、女性への社会保障費支出を削減する効果や、子どもの能力向上を通じて、その後の子どもの教育や福祉への支出を減らす効果もある。さらには、保育所を核とした人々のつながりが、ソーシャル・キャピタルの蓄積となって、他の財政支出を削減す

る可能性も考えられよう。条例づくりにあたっては、住民や現場の声を十分にふまえることに加え、子どもの権利条約も十分考慮し、さらに保育所が生涯学習の土台を築く場であることも認識し、高い基準となることを期待したい。

注

- 1) 保育所は自園調理が原則であるが、満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、特例として、外部搬入が認められている(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第11条及び第32条の2)。
- 2) 「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」平成21年3月、全国社会福祉協議会。
- 3) 以下、諸外国の基準に関しては注2に同じ。
- 4) 注2に同じ。
- 5) 日本総研『諸外国における幼児教育・保育の現状や動向に関する調査研究報告書』平成23年度文部科学省委託「幼児教育の改善・充実調査研究」平成24年3月。
- 6) 中原岳「“市民感覚”を大事にするスウェーデンの政治家」2011年8月26日佐賀新聞。
- 7) 三枝麻由美「スウェーデン—子どもの権利としての保育」(池本美香編著『子どもの放課後を考える』勁草書房、2009年)による。
- 8) Swedish National Agency for Education, *Pre-school in transition: A national evaluation of the Swedish pre-school*, 2004
- 9) Swedish National Agency for Education, *Facts and figures about pre-school activities, school-age childcare, schools and adult education in Sweden 2011*
- 10) 注2に同じ。
- 11) 2010年には保育所に通う子どもの19%が私立保育所となっている。また、私立保育所に通う子どものうち、44%は企業立保育所であり、次いで24%が親による協同組合方式の保育所である(注9に同じ)。
- 12) 拙稿「子ども・子育て新システム関連法案の評価～待機児童問題をめぐって～」(日本総研『政策観測』2012年7月20日)も参照されたい。
- 13) 「100都市保育力充実度チェック」。